

千葉市公告第21号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により千葉市公共下水道事業計画（中央及び南部処理区）並びに千葉市印旛沼流域関連公共下水道（印旛処理区）を次のとおり変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により公告します。

なお、その関係図書は、千葉市建設局下水道建設部下水道計画課において縦覧に供します。

令和3年1月19日

千葉市
千葉市長 熊谷俊人

- 1 下水道事業計画の種類
 - 千葉市公共下水道（中央及び南部処理区）
 - 千葉市印旛沼流域関連公共下水道（印旛処理区）
- 2 事業計画の変更にかかる土地の区域
 - 千葉市公共下水道（中央及び南部処理区）
 - 千葉市中央区村田町、弁天3丁目、千葉市若葉区千城台南4丁目及び大草町の一部の区域
 - 千葉市印旛沼流域関連公共下水道（印旛処理区）
 - 千葉市美浜区高洲2丁目、高洲3丁目、高洲4丁目、高浜1丁目、高浜4丁目、高浜5丁目、磯辺1丁目及び磯辺2丁目の一部の区域
- 3 変更内容
 - (1) 中央処理区
 - ア 事業年度の変更
 - 事業年度を令和2年度から令和5年度に変更する。
 - イ 汚水計画の変更
 - 計画人口及び計画汚水量の変更
 - ウ 雨水計画の変更
 - 貯留施設の追加
 - (2) 南部処理区
 - ア 事業年度の変更
 - 事業年度を令和2年度から令和5年度に変更する。
 - イ 汚水計画の変更
 - (ア) 計画人口及び計画汚水量の変更
 - (イ) 南部浄化センターにおける汚泥処理施設の変更
 - ウ 雨水計画の変更
 - (ア) 貯留施設容量の変更
 - (イ) 主要な吐口の変更
 - (3) 印旛処理区
 - ア 事業年度の変更

事業年度を令和2年度から令和5年度に変更する。

イ 汚水計画の変更

(ア) 計画人口及び計画汚水量の変更

(イ) 幹線管渠及び汚水ポンプ施設の変更

4 完成予定年月日

令和6年 3月31日

5 縦覧期間

令和3年1月20日(水)から令和3年2月2日(火)まで
ただし土・日曜日を除く

6 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市建設局下水道建設部下水道計画課